

議案第49号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

小児の医療福祉費の支給対象者の年齢を現行の15歳までから18歳までに拡大するとともに、社会保険各法に基づく療養費の項目及び給付の項目の明確化その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小児 出生の日から <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、取手市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(取手市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第16条の2の規定により取手市が行う国民健康保険の被保険者となる者 <u>又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2</u>の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小児 出生の日から <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、取手市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(取手市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第16条の2の規定により取手市が行う国民健康保険の被保険者となる者 <u>及び高齢者医療確保法第55条</u>の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けてい</p>

による保護を受けている者を除く。

(医療福祉費の支給)

第4条 取手市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児である場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合、同法第88条第1項

る者を除く。

(医療福祉費の支給)

第4条 取手市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児である場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(重度心身障害者等を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合及び同法第88条第1項に

に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外の病院, 診療所その他の者において医療若しくは手当を受けた場合は, 前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等, 指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の病院, 診療所その他の者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療, 指定訪問看護及び手当を受けた場合 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあっては, その満たない額とし, 同一月に同一の保険医療機関等, 指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の病院, 診療所その他の者において2回を限度とする。)

(2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は, 健康保険に関する法令の規定による療養の給付, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度心身障害者等にあっては, 高齢者医療確保法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた療養の給付, 保険外併用療養費, 療養費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし, 現に要した費用の額を超えることはできない。

5 (略)

6 市は, 対象者が規則で定める手続に従い, 市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局(以下この項において「保険医療機関等」

規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は, 前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあっては, その満たない額とし, 同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。)

(2) (略)

3 (略)

4 第1項の医療に要する費用の額は, 健康保険に関する法令の規定による療養の給付, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度心身障害者等にあっては, 高齢者医療確保法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療並びに保険外併用療養費, 医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし, 現に要した費用の額を超えることはできない。

5 (略)

6 市は, 対象者が規則で定める手続に従い, 市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局(以下この項において「保険医療機関等」

という。)において医療を受けた場合、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者(以下「保険医療機関等以外の者」という。)において手当を受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護又は手当に関し当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者に支払うことができる。

- 7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療、指定訪問看護又は手当を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

という。)において医療を受けた場合、又は指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うことができる。

- 7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

<p>(2) 小児にあつては、出生の日及び1歳から<u>18歳</u>までのそれぞれの誕生日において、<u>その者若しくはその者の配偶者又はその者の父若しくは母の前年の所得</u>（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は<u>小児の配偶者若しくは父母</u>を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(2) 小児にあつては、出生の日及び1歳から<u>15歳</u>までのそれぞれの誕生日において、<u>その父若しくは母の前年の所得</u>（出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は<u>小児の父母</u>を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号、第4条第1項及び第5条第1項第2号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第2条第2号、第4条第1項及び第5条第1項第2号の規定は、平成30年10月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第5条第1項第1号の規定は、平成31年7月1日以後に医療福祉費受給者証の交付の申請（妊産婦にあつては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出。以下同じ。）をする者に係る医療福祉費の支給について適用し、同日前に医療福祉費受給者証の交付の申請をする者に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。